

## 第3部 障がい福祉計画（第7期） ・ 障がい児福祉計画（第3期）



### 第2章 障がい児福祉計画（第3期）

- 1 障がい児福祉計画（第3期）の位置付け
- 2 令和8（2026）年度の目標値の設定と  
目標達成に向けた方策
- 3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと  
確保の方向性
- 4 障がい児福祉計画（第3期）における  
サービス見込量一覧

## 3-2 障がい児福祉計画（第3期）

# 障がいのある子どもの地域社会への参加・ 包容（インクルージョン）を推進するために

### 障がい児福祉計画 （第3期）の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

児童福祉法に基づく法定の計画であり、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを期間とする、障がい者計画2030の実施計画に相当する計画です。

### 令和8（2026）年度の 目標値の設定と目標達成 に向けた方策

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保や医療的ケア児支援に関する事項など、国の基本指針に基づき、6つの目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

### 障がい児向けサービスの 必要量の見込みと 確保の方向性

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい児向けサービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

### 障がい児福祉計画 （第3期）における サービス見込量一覧

障がい児向けサービスにおいて必要となるサービスの見込量について、一覧にまとめ掲載します。

## 第2章 障がい児福祉計画(第3期)

### 1 障がい児福祉計画(第3期)の位置付け

障がい児福祉計画(第3期)は、児童福祉法第33条の20に基づき、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを期間とする、市町村障害児福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番2では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

### 2 令和8(2026)年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

#### (1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8(2026)年度末までに、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上設置することとされています。

区においては、令和4(2022)年4月1日に3か所目となる児童発達支援センターが開設しました。より充実した支援体制を確保することを目標に、検討・調整を図っていきます。

#### (2) 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援などを活用しながら、令和8(2026)年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することとされています。

区においては、児童発達支援センターや民間事業所で保育所等訪問支援を利用できる環境となっており、利用者数は著しく増加しています。今後もサービス提供体制の維持に努めるとともに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に向け、検討・調整を行っていきます。

#### (3) 難聴<sup>※</sup>児支援のための中核的機能を有する体制の確保

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県において、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定し、児童発達支援センターや特別支援学校等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本としています。

そのため、区においては、東京都の動向を注視しつつ、連携体制の確保に向けた調整などを図っていきます。

#### **(4) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に1か所以上確保することを基本としています。

区においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所がないため、事業誘致による児童発達支援事業所の整備に向け、検討・調整を図っていきます。

また、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、既に1か所以上確保されている状況にありますが、より充実した体制を確保することを目標とします。

#### **(5) 医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに、都道府県において、医療的ケア児支援センターの設置や、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することとされています。また、各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

区においては、重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として、医師や当事者の親の会、特別支援学校の関係者及び区の関係部署により構成される「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」において、協議・検討を進めています。

今後は、重症心身障がい・医療的ケア児等会議や板橋区地域自立支援協議会などとの連携による協議を進めるとともに、母子保健分野との連携やコーディネーターの配置も含め、医療的ケア児等支援の検討・充実を図っていきます。

#### **(6) 障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置**

平成24（2012）年に施行された改正児童福祉法において、障がい児入所施設に入所している児童は、18歳になると就労支援施策や自立訓練などを通じて地域移行を促進するなど、より適切な支援を行っていくため、障がい福祉サービスなどの障がい者施策で対応することとされました。しかし、強度行動障がいなどの障がい特性により、移行先の調整や受け皿となる資源が不足していることで、円滑な移行が進んでいない現状があります。

そのため、令和8（2026）年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としています。

区においては、東京都の動向を注視しつつ、子ども家庭総合支援センターと関係機関が情報共有を図ることで、円滑な移行を促進していきます。

## 【障がい児福祉計画(第3期)における計画目標】

項目	国の基本指針	目標
障がい児支援の提供体制の確保	児童発達支援センターの設置	実施
	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	実施
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施

### 3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方向性

前項の目標達成に向け、障がい児向けサービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

なお、見込量については、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

#### （1）通所系サービス

##### ① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の障がい児を対象に、日常生活における、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他、必要な支援を行います。

利用が急増しており、実績は概ね見込量と同程度となっています。

また、令和6（2024）年4月に施行される改正児童福祉法により、肢体不自由があり理学療法<sup>※</sup>などの機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に提供される「医療型児童発達支援」と一元化されます。医療型児童発達支援の利用実績については、横ばいです。

今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績及び伸び率を踏まえた見込量を設定します。

民間事業所の参入が進む中、幼児期における障がい児の発達支援の充実を図るため、サービスの質の確保も図っていきます。

また、幼児療育の充実の観点から、国の指針に基づく目標として位置付けている、重症心身障がい児にも対応した児童発達支援事業所の整備に向け調整を図っていくとともに、受入れ先の充実に向けた検討を進め、参入を促進していきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	752	862	972	1,107	1,227	1,347
	実績	743	867	987			

\* 令和5年度実績は見込量

## ② 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどの状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児又は、毎日の通所が体力的に難しい、地域に通える児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所が不足している等により、希望する日数の通所による療育支援が受けられない障がい児について、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

重症心身障がいに対応できる児童発達支援事業所や医療型児童発達支援事業所などによる、併設の事業実施が想定されますが、現状、区内には居宅訪問型児童発達支援事業所がない状況となっています。

そのような状況から、区では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所設置の調整を図り、計画期間中の令和6（2024）年度中に確保される予定となっています。

今後も、児童発達支援事業所の参入促進にあたっては、重症心身障がい児への対応とともに、本事業への参入促進を図っていきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	2	5	5	1	1	1
	実績	1	1	1			

\* 令和5年度実績は見込量

## ③ 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のため、必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

利用が急増しており、実績は概ね見込量と同程度となっています。

今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績及び伸び率を踏まえた見込量を設定します。

民間事業所の参入が進む中、学齢期の障がい児の放課後活動の充実を図るため、サービスの質の確保も図っていきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	1,039	1,104	1,169	1,193	1,273	1,353
	実績	914	1,033	1,113			

\* 令和5年度実績は見込量

#### ④ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設などを定期的に訪問し、障がい児本人や、保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための、専門的な支援を行います。

見込量を大きく上回る実績となっており、利用が急増している状況にあります。

今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績及び伸び率を踏まえた見込量を設定します。

民間事業所の参入が進む中、障がい児支援の充実を図るため、サービスの質の確保も図っていきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	6	8	10	120	150	180
	実績	31	60	90			

\* 令和5年度実績は見込量

## (2) 居住系サービス

### ① 福祉型障害児入所施設

家庭での養育が困難な障がい児を対象とした施設で、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与など、障がいの特性に応じて支援します。

利用実績については、年度によってばらつきがある状況ですが、概ね横ばいとなっています。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。(令和4(2022)年7月に児童相談所設置自治体となったことから、障がい児福祉計画(第7期)から見込量を設定します。)

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量				12	12	12
	実績	15	12	12			

\* 令和5年度実績は見込量



## ② 医療型障害児入所施設

家庭での養育が困難な障がい児を対象とした病院などで、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、治療など、障がいの特性に応じて支援します。

利用実績については、年度によってばらつきがある状況ですが、概ね横ばいとなっています。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。(令和4(2022)年7月に児童相談所設置自治体となったことから、障がい児福祉計画(第7期)から見込量を設定します。)

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量				15	15	15
	実績	18	12	15			

\* 令和5年度実績は見込量

## (3) 相談支援

### ① 障害児相談支援

子どもの保護者から依頼を受けて「障害児支援利用計画<sup>※</sup>案」を作成し、サービス事業者等との連絡調整などを行い、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに支給決定されたサービスなどのモニタリングを行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

利用実績は、見込量と同程度で、微増傾向にあります。

今後も同様の傾向が続くことが見込まれることから、実績をベースに見込量を設定します。

また、成人の計画相談支援同様、セルフプランにより対応をしている人が一定数おり、成人と比較して障がい児の相談支援事業所が不足していることもあり、セルフプラン率が高くなっている状況があります。そのため、民間事業者の参入を促すとともに、事業所連絡会などを通じ、課題解決に向けた取組を進めることで、希望する人が障害児相談支援を利用し、より適切な支援を受けられる体制を整えていきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	102	107	112	137	152	167
	実績	90	107	122			

\* 令和5年度実績は見込量

#### 4 障がい児福祉計画（第3期）におけるサービス見込量一覧

			令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所系	児童発達支援	人/月	987	1,107	1,227	1,347
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	1
	放課後等デイサービス	人/月	1,113	1,193	1,273	1,353
	保育所等訪問支援	人/月	90	120	150	180
居住系	福祉型障害児入所施設	人/月	12	12	12	12
	医療型障害児入所施設	人/月	15	15	15	15
相談支援	障害児相談支援	人/月	122	137	152	167

コラム 14

板橋区における  
インクルーシブ教育システム構築に向けた人材の活用

インクルーシブ教育システムの構築に向けては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校のそれぞれが担う役割に応じ、人材を体系的に活用する必要があります(下図参照)。

インクルーシブ教育システムの下では、通常の学級が交流及び共同学習の場となるなど、その果たす役割が重要となります。こうした取組を充実させていくには、通常の学級と、特別支援学級等との間に存在する基礎的環境整備や合理的配慮などに関するギャップを埋めていくことが必要です。システムの構築に際し、通常の学級に過度の負担を掛けることのないよう、人材を段階的・体系的に活用しながら、取り組みやすく、かつ、実践的・実戦的な方法で、基礎的環境整備を図っていきます。



板橋区特別支援教育推進指針より